

令和 7 年 9 月 2 6 日
電力・ガス取引監視等委員会

容量市場2025年度メインオークション(対象実需給年度:2029年度) に係る事前監視の結果について

電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」といいます。)は、本年10月に電力広域的運営推進機関において実施予定の「容量市場2025年度メインオークション(対象実需給年度:2029年度)」に応札を予定している特定の事業者について、「売り惜しみ」や「価格つり上げ」といった問題となる行為を防止するため、事前監視を行いました。

今般、事前監視の結果を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

1. 監視の観点(市場支配力を有する事業者の監視)

- ・ 容量市場において市場支配力を有する事業者¹ が、正当な理由なく、稼働が決定している電源を応札しない又は期待容量² を下回る容量で応札すること(売り惜しみ)や、電源を維持するために必要な金額を不当に上回る価格で応札すること(価格つり上げ)によって、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがあります。
- ・ そのため、委員会は、「容量市場における入札ガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)に基づき、オークションへの応札前後において、市場支配力を有する事業者による「売り惜しみ」や「価格つり上げ」といった問題となる行為を防止するため、「事前監視」及び「事後監視」を実施することとしています。
- ・ 今般、「容量市場2025年度メインオークション(対象実需給年度:2029年度)」について、以下の2. 及び3. のとおり、事前監視を行いました。

¹ 前年度のメインオークションにおいて、容量市場の目標調達量を満たすために、ある事業者の保有する電源が不可欠となる場合に、当該事業者は市場支配力を有する事業者¹に該当する。原則として、500万kW以上の発電規模を有する事業者とする。ただし、500万kW未満の発電規模の事業者であっても、前年度のメインオークションの結果等をもとに市場支配力を有する事業者と判断される場合がある。

² 設備容量のうち、実需給年度において供給力として期待できる容量。

2. 売り惜しみの事前監視

- ・ 売り惜しみの事前監視では、売り惜しみにあたらない以下の正当な理由のうち「⑤上記のほか、容量市場オークションへ参加できないやむを得ない理由がある場合」にあたる電源について監視することとしており、当該電源の有無について、委員会より市場支配力を有する事業者に対して明示的に確認しました。

- ① メインオークション応札受付開始時点ですでに1年以上休止しており、かつ実需給年度においても休廃止予定である場合
- ② 実需給年度において、休廃止以外の理由（補修工事等）や将来的な運転再開を予定する脱炭素化を目的とした工事等を伴う休止によって、リクワイアメント³を達成しうる稼働見通しが不確実である場合
- ③ メインオークション応札受付開始時点より1年以上前に「実需給年度までに廃止が決定した」旨を公表している場合
- ④ 実需給年度において FIT 認定を予定しているなど、入札対象外電源となる見込みがある場合
- ⑤ 上記のほか、容量市場オークションへ参加できないやむを得ない理由がある場合

- ・ その結果、3事業者から4電源について、正当な理由のうち⑤に該当するとの申出があったところ、当該4電源の各電源について、保有する事業者は、⑤に該当すると考える理由の説明と根拠資料の提出を求め、合理性を確認しました。
- ・ その結果、申出のあった3事業者4電源のうち2事業者2電源については、正当な理由のうち⑤に該当することを確認しました。
- ・ 残りの1事業者2電源については、現時点で、正当な理由のうち⑤に該当するものと認められなかったことから、メインオークションへの応札を求めました。また、当該2電源の応札価格が基準価格⁴を上回る見込みであることから、価格つり上げの事前監視対象となるため、価格つり上げの観点からも監視を行いました。
- ・ なお、応札しなかった又は期待容量を下回る容量で応札した電源が、正当な理由のうち①～④に該当するかは、応札受付期間終了後、売り惜しみの事後監視で確認します。

³ 維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止および出力低下しないこと等。

⁴ 前年度のメインオークションにおける指標価格（9,875 円/kW）。

3. 価格つり上げの事前監視

- ・ 基準価格以上の応札価格になる見込みの電源について、応札価格を構成する人件費や修繕費等の算定方法及び算定根拠の説明を求め、ガイドラインに沿った維持管理コストの考え方に基づき応札価格が算定されているか確認しました。
- ・ その結果、一部の事業者の電源を除いて、問題となる事例は認められませんでした。当該事業者の電源については、ガイドラインに沿わない算定方法に基づいて応札価格が決定されていたことから、委員会は、当該事業者に対し、応札価格の修正を求め、これに応じて当該事業者が修正した価格について問題がないことを確認しました。今回のオークションでは、修正後の価格で応札される見込みです。

(以上)

(本発表資料のお問合せ先)

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局

取引監視課長 栗谷

担当者:小松、山脇、齋藤、秀嶋、寺島、中田

電 話:03-3501-1552(直通)